

改訂日

2024/1/15

安全データシート (SDS)

1. 化学品及び会社情報

| | | |
|----------------|----------------------|----------------|
| 化学品の名称 (製品名) | ネオグロー 浸透液 F-6A/1 | (AMS 2644 認定品) |
| 整理番号 (SDS No.) | : SNF-018-09 | |
| 供給者の会社名称 | : 栄進化学株式会社 | |
| 住所 | : 茨城県常総市 内守谷町 4689-1 | |
| 担当部署 | : 茨城工場 化学技術課 | |
| 電話番号 | : 0297-27-9507 | |
| FAX 番号 | : 0297-27-9508 | |
| 緊急連絡先電話番号 | : 同上 | |
| 推奨用途及び使用上の制限 | : 浸透探傷試験用 蛍光浸透液 | |

2. 危険有害性の要約

化学品の GHS 分類、GHS ラベル要素

【GHS 分類】(分類できない/区分に該当しないものは省略)

| | | |
|-----------|-----------------------|-----------|
| 物理化学的危険性 | : - | |
| 健康に対する有害性 | : 急性毒性 (経口) | 区分 4 |
| | : 急性毒性 (吸入 : 粉じん、ミスト) | 区分 4 |
| | : 皮膚腐食性/刺激性 | 区分 2 |
| | : 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 | 区分 2 |
| | : 皮膚感作性 | 区分 1 |
| | : 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) | 区分 2 (腎臓) |
| | : 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) | 区分 2 (腎臓) |
| | : 誤えん有害性 | 区分 1 |
| 環境に対する有害性 | : 水生環境有害性 短期 (急性) | 区分 2 |
| | : 水生環境有害性 長期 (慢性) | 区分 2 |

【GHS ラベル要素】

絵表示 :



注意喚起語 :

危険

危険有害性情報 :

飲み込んだ場合や吸入した場合は有害
皮膚刺激
強い眼刺激
アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
腎臓の障害のおそれ

注意書き : 《安全対策》

長期にわたる又は反復ばく露による腎臓の障害のおそれ
飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
長期継続的影響によって水生生物に毒性
全ての安全注意 (SDS 等) を読み理解するまで取り扱わないこと。
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。
取扱い後は手や汚染箇所をよく洗うこと。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
環境への放出を避けること。

《応急措置》

保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
飲み込んだ場合 : 直ちに医師に連絡すること。
飲み込んだ場合 : 気分が悪い時は医師に連絡すること。
皮膚に付着した場合 : 多量の水で洗うこと。
吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察/手当てを受けること。
 気分が悪いときは医師に連絡すること。
 気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること。
 口をすすぐこと
 無理に吐かせないこと。
 皮膚刺激が生じた場合：医師の診察/手当てを受けること。
 皮膚刺激又は発しん（疹）が生じた場合：医師の診察/手当てを受けること。
 眼の刺激が続く場合：医師の診察/手当てを受けること。
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
 漏出物を回収すること。
 容器を密閉して、換気の良いところで施設して保管すること。
 内容物や容器は、国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。

《保管》
 《廃棄》

3. 組成、成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

| 化学名（成分名） | 含有量 (wt%) | CAS No. | 化管法*1 | 化審法*2 | 安衛法*3 |
|-------------------|---------------------|-----------------|-------|--------|-------|
| 炭化水素油 A | 20~30 | 登録済 | 非該当 | 登録済 | 非該当 |
| 炭化水素油 B | ジメチル(1-フェニルエチル)ベンゼン | 40766-31-2 | 653 | 4-38 | 非該当 |
| | エチル(1-フェニルエチル)ベンゼン | 登録済 | 非該当 | 4-1611 | 非該当 |
| 炭化水素油 C (コルターナフサ) | 0~10 | 64742-94-5 | 非該当 | 登録済 | 175 |
| メチルナフレン | 2.3 | 90-12-0、91-57-6 | 438 | 4-80 | 582-2 |
| ナフレン | <1 | 91-20-3 | 302*4 | 4-311 | 408 |
| 可塑性溶剤 A | 15~25 | 登録済 | 非該当 | 登録済 | 非該当 |
| 可塑性溶剤 B | 5~15 | 登録済 | 非該当 | 登録済 | 非該当 |
| りん酸トリトリル | 18 | 1330-78-5 | 460 | 3-2613 | 626-3 |
| 蛍光染料 | 0~5 | 登録済 | 非該当 | 登録済 | 非該当 |

- * 1 化管法 : 化学物質管理促進法 (PRTR 法) における管理番号
- * 2 化審法 : 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律における分類及び官報公示整理番号
- * 3 安衛法 : 労働安全衛生法 施行令 第 18 条の 2 別表第 9 (名称等を通知すべき有害物) 該当物質の政令番号 (2024 年 4 月 1 日施行)

| 安衛法表示対象物質 | 安衛法通知対象物質 |
|--------------------------|-------------------------------|
| メチルナフレン、コルターナフサ、りん酸トリトリル | メチルナフレン、ナフレン、コルターナフサ、りん酸トリトリル |

- * 4 1%未満により、化学物質管理促進法の対象外

4. 応急措置

- 吸入した場合 : ミスト・蒸気・ガスなどを吸い込んで気分が悪くなった場合は、空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。直ちに医師の指示をあおぐ。
- 皮膚(又は毛)に付着した場合 : 直ちに、すべての汚染された衣服を脱ぎ多量の水と石鹼で洗う。
汚染された保護衣を再使用する場合には洗濯をすること。
皮膚刺激を生じた場合は、医師の診断/手当を受ける。
- 眼に入った場合 : 直ちに清浄な流水で十分に洗い流し、次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外す。その後も洗浄を続け、最低 15 分間以上洗浄し、医師の手当てを受ける。
- 飲み込んだ場合 : 誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受ける。
嘔吐物は飲み込ませない。医師の指示による以外は無理に吐かせない。

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 粉末、炭酸ガス、泡沫、乾燥砂などの消火剤を使用する。
- 使ってはならない消火剤 : 棒状水の使用は、火災を拡大し危険な場合がある。
- 特有の消火方法 : 火災の現場に容器が有ると破裂する恐れがあるので、消火活動には距離を充分とること。
初期の火災には、粉末、炭酸ガス、泡沫、砂などを用いる。水の使用は、火災を拡大し危険な場合があるので、周囲への延焼防止か冷却に使用する。
燃焼による可燃性ガス、有毒ガスなどの発生、酸欠、高温になる恐れがあるため適切な保護具を使用する。
風下に人を近づけない処置を行い、退路を確保の上、風上より消火活動を行う。
延焼を防ぐため、安全を確保の上、周囲の可燃物を除去する。
火災規模に応じて、消火活動に危険を伴う場合は、速やかに退避する。
- 消火を行う者の特別な保護具 : 消火作業の際は、適切な空気呼吸器、防火用保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、
保護具及び緊急時処置

 - : 必要な部署に通報し、応援を求める。
 - 漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。
 - 作業の際には、適切な保護具（保護手袋、保護マスク、ゴーグル等）を着用する。
 - 室内では換気をしっかり行う。屋外の場合は、出来るだけ風上から作業を行う。
 - 着火源・高温体及び付近の可燃物を取り除く。
 - 着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。
- 環境に対する注意事項
封じ込め及び
浄化の方法及び機材

 - : 河川、下水、土壌等への流出を防止する。
 - 漏洩物は、密閉できる空容器等に回収し、安全な場所に移す。
 - 付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置する。
 - 少量の漏洩物は、必要に応じて乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させて回収する。大量の流出には盛土で囲い流出を防止する。密閉できる空容器等に回収し、安全な場所に移す。
 - 衝撃、静電気にて火花を発生しないような材質の用具を用いて回収する。
- 二次災害の防止策

 - : 周辺の着火源となるものを速やかに取り除く。
 - 排水溝、下水道、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い

 - 技術的対策

 - : 「8. ばく露防止及び保護処置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
 - 局所排気・全体換気

 - : 「8. ばく露防止及び保護処置」に記載の局所排気、全体換気を行う。
 - ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
 - 安全取扱い注意事項

 - : 屋外又は換気の良い場所で作業を行うこと。
 - 熱/火花/裸火/高温及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
 - 容器はその都度密閉すること。
 - 漏洩させないようにするとともに、みだりに蒸気を発生させない。
 - 吸入・接触による災害を避けるために必要に応じて適切な保護具を着用する。
 - 中毒・酸欠防止のために適切な排気用の換気設備を使用する。
 - 接触回避
衛生対策

 - : 「10. 安定性及び反応性」を参照
 - : 取扱い後は、手や汚染箇所をよく洗うこと。
 - この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
 - 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合は洗濯すること。
- 保管

 - 安全な保管条件

 - : 漏洩の防止。
 - 容器を密閉して、換気の良い涼しい所に保管する。
 - 熱、静電気、火花などの着火源から離して保管する。
 - 雨水・直射日光を避け、錆の発生しやすい所に置かない。
 - 安全な容器包装材料

 - : 鋼、ステンレス鋼及びアルミニウムは容器として耐久性がある。
 - 種々なプラスチックを侵すので使用は避ける。

8. ばく露防止及び保護措置

| 化学名 (成分名) | 管理濃度 | 安衛則第 577 条の 2 第 2 項にて規定される濃度の基準(※) | | 許容濃度 | |
|--------------|-------|------------------------------------|----------|----------|--|
| | | 八時間濃度基準値 | 短時間濃度基準値 | 日本産業衛生学会 | ACGIH-TLV |
| 炭化水素油 A | 設定なし | 設定なし | 設定なし | 記載なし | 記載なし |
| 炭化水素油 B | 設定なし | 設定なし | 設定なし | 記載なし | 記載なし |
| 炭化水素油 C | 設定なし | 設定なし | 設定なし | 記載なし | RCP-TWA : 8ppm (メカ-推奨値) |
| メチルメタクリレート | 設定なし | 設定なし | 設定なし | 記載なし | STEL : 75mg/m ³ (メカ-推奨値) TWA : 0.5ppm (2016 年) |
| メタクリレート | 10ppm | 設定なし | 設定なし | 記載なし | TWA : 10ppm (2016 年) |
| 可塑性溶剤 A | 設定なし | 設定なし | 設定なし | 記載なし | 記載なし |
| 可塑性溶剤 B | 設定なし | 設定なし | 設定なし | 記載なし | 記載なし |
| りん酸トリブチル | 設定なし | 設定なし | 設定なし | 記載なし | 記載なし |
| 蛍光染料 | 設定なし | 設定なし | 設定なし | 記載なし | 記載なし |

(※) 労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準

「皮膚吸収有害物質」及び「皮膚等障害化学物質及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用対象物質」については、「15 項. 適用法令」参照

- 設備対策 :

 - 適切な換気のある場所で取扱う。
 - 必要に応じて、防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。
 - 必要に応じて、静電気放電に対する予防処置を講ずること。
 - 室内での取扱いの場合は、発生源の密閉化、排気装置又は局所排気装置を設置すること。

空気中の濃度を推奨された許容濃度以下に保つために、排気用の換気を行う。
 取り扱い場所近くには、眼の洗浄及び身体洗浄のための設備を設置する。

- 保護具
- 呼吸用の保護具 : 換気が不十分な場合は、適切な呼吸器保護具を着用すること。
 (有機ガス用防毒マスク、送気マスク、空気呼吸器等)
 - 手の保護具 : 適切な耐油性の保護手袋を着用する。
 - 眼、顔面の保護具 : 適切な保護眼鏡、顔面保護具を着用する。
 - 皮膚及び身体の保護具 : 適切な保護衣等を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

- ・ 物理状態 : 液体
- ・ 色 : 黄緑色
- ・ 臭い : 石油系の臭気
- ・ 融点/凝固点 : -18°C以下
- ・ 沸点 : 200°C以上
- ・ 可燃性 (ガス、液体及び個体) : データなし
- ・ 爆発下限及び爆発上限 : データなし
- ・ 引火点 : 110°C以上
- ・ 自然発火点 : 210°C以上 (推定値)
- ・ 分解温度 : データなし
- ・ pH : データなし
- ・ 動粘度率 : 5.0mm²/s (38°C)
- ・ 溶解度 : 水に不溶、エタノール、エーテルに可溶。
- ・ n-オクタノール/水分分配係数 : データなし
- ・ 蒸気圧 : データなし
- ・ 密度及び/又は相対密度 : 0.96 (20°C)
- ・ 相対ガス密度 : データなし
- ・ 粒子特性 : データなし

10. 安定性及び反応性

- 反応性 : 反応性データなし
- 化学的安定性 : 通常の保管条件/取扱い条件においては安定である。
- 危険有害反応可能性 : 強酸化剤と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。
- 避けるべき条件 : 高温、強酸化剤との接触、熱、スパーク、火気等の発火源を避ける。
- 混触危険物質 : 強酸化剤、強酸、強塩基
- 危険有害な分解生成物 : 燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素などを発生する。

11. 有害性情報

| 化学名(成分名) | 急性毒性 | |
|----------|---|--|
| | 経口・経皮毒性 | 吸入毒性 |
| 炭化水素油 A | LD50 >5,000mg/kg(経口ラット) LD50 >5,000mg/kg(経皮ウサギ) | LC50 >5,000mg/m ³ /4hr(蒸気ラット) |
| 炭化水素油 B | LD50 >1,940mL/kg(経口ラット雄) LD50 >4.3mL/kg(経皮ラット) | LC50 >1.8g/m ³ (ラット) |
| 炭化水素油 C | LD50 >2,000mg/kg(経口) LD50 >2,000mg/kg(経皮ラット) | LC50 >2,000mg/kg(蒸気ラット) |
| メチルナフレン | LD50 1,840mg/kg(経口ラット) LDLo 7,500mg/kg(経皮ウサギ) LD50 4,310mg/kg(経口ラット雄) LD50 >2,000mg/kg(経皮ラット) LD50 3,270mg/kg(経口ラット雌) | データなし |
| ナフレン | LD50 1,800mg/kg(経口ラット) LD50 >2,500mg/kg(経皮ラット) | データなし |
| 可塑性溶剤 A | LD50 12,300 µL/kg(経口モルモット) | データなし |
| 可塑性溶剤 B | データなし | データなし |
| りん酸トリトリル | LD50 3,000mg/kg(経口ラット) LD50 >7,900mg/kg(経皮ウサギ) LD50 3,900mg/kg(経口マウス) LD50 1,500mg/kg(経皮ネコ) | データなし |
| 蛍光染料 | LD50 >5,000mg/kg(ラット) | データなし |

- 急性毒性(経口) : (炭化水素油 B) 区分4に分類される等に基づき、本製品においては区分4とした。
 飲み込むと有害
- 急性毒性(経皮) : 有用な情報なく分類できない。
- 急性毒性(吸入 : 粉じん、ミスト) : (炭化水素油 B) 区分4に分類される等に基づき、本製品においては区分4とした。
 吸入すると有害
- 皮膚腐食性/刺激性 : (炭化水素油 B) 区分4に分類される等に基づき、本製品においては区分2とした。
 皮膚刺激

- 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : 本製品中に区分2成分を20%~25%含有することにより、本製品においては区分2とした。
強い眼刺激
- 呼吸器感受性 : 有用な情報なく分類できない。
- 皮膚感受性 : (炭化水素油 B)区分1の記載により、区分1とした。
アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
- 生殖細胞変異原性 : 有用な情報なく分類できない。
- 発がん性 : (ナフレン)区分2の分類であるが、本製品の含有は1%未満であるため、本製品においては分類できないとした。
- 生殖毒性 : 有用な情報なく分類できない。
- 特定標的臓器毒性(単回ばく露) : (炭化水素油 B)区分2(腎臓)の記載があり、本製品の含有は15~25%であるため、区分2とした。
腎臓の障害のおそれ
- 特定標的臓器毒性(反復ばく露) : (炭化水素油 B)区分2(腎臓)の記載があり、本製品の含有は15~25%であるため、区分2とした。
長期にわたる又は反復ばく露による腎臓の障害のおそれ
- 誤えん有害性 : 本製品中には、炭化水素成分を多く含み、動粘度が5.0mm²/s(38℃)であることから、本製品においては区分1とした。
飲み込んで気道に侵入すると生命の危険のおそれ
- その他情報 : この調剤製品としてのデータは得られていない。

12. 環境影響情報

生態毒性

- ・水生環境有害性 短期(急性) : 本製品中に区分1の成分を15~20%含有している等に基づき、本製品においては区分2とした。
水生生物に毒性
- ・水生環境有害性 長期(慢性) : 本製品中に区分1の成分を25%未満含有している等に基づき、本製品においては区分2とした。
長期的影響により水生生物に毒性

- 残留性・分解性 : 本製品としてのデータなし。
- 生態蓄積性 : 本製品としてのデータなし。
- 土壌中の移動性 : 本製品としてのデータなし。
- オゾン層への有害性 : 分類できない。

化学名(成分名)の水生環境有害性情報

| | 水生環境有害性 短期(急性) | 水生環境有害性 長期(慢性) |
|---------|--|--|
| 炭化水素油 B | 甲殻類(ミジンコ) EC50 0.843 mg/L/48hr 魚(ゼブラフィッシュ) LC50 8.8mg/L/96hr | 難分解性ではあるが高濃縮性ではない。 |
| りん酸トリトル | 魚(Lepomis macrochirus) EC50 0.150mg/L/96hr 魚(Oncorhynchus mykiss) EC50 0.260mg/L/96hr | 良分解性、低濃縮性。 |
| メチルナフレン | 甲殻類(オミジンコ) LC50=1.39 mg/L/48hr (環境省リスク評価第10巻, 2012) | 急速分解性がなく、甲殻類(オミジンコ)の21日間 NOEC(繁殖) = 0.223 mg/L(環境省リスク評価第10巻, 2012) |
| ナフレン | 魚類(ニジマス) LC50 = 770 μg/L/96hr (EHC 202, 1998) | 急速分解がない(BODによる分解度: 2% (既存点検, 1979)) |

- ・漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取扱いに注意する。特に内容物や洗浄水が地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

13. 廃棄上の注意

化学品、汚染容器及び包装の安全で、かつ環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報

- ・内容物/容器の廃棄においては、地方/国の規則に従って廃棄すること。
- ・内容物、容器の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。
- ・廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上で処理を委託する。
- ・空容器は、安全に配慮し内容物を完全に除去してから処分する。
- ・空容器は清浄にしてリサイクルするか、関連する地方/国の規則に従って処分すること。
- ・容器、機器装置等を洗浄した廃水等は、地面や排水溝にそのまま流さない。
- ・廃水処理、焼却などにより発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、及び関係する法規に従って処理を行うか、委託をする。

14. 輸送上の注意

- 国際規制
 - ・国連分類 : クラス 9 (有害性物質)
 - ・国連番号 (UN No.) : UN3082

- ・ 容器等級 : III
- ・ 品 名 : 環境有害性物質(液体) 、n. o. s.
- ・ 海上規制情報 : IMO の規定に従う。
- ・ 航空規制情報 : ICAO/IATA の規定に従う。
- 国内規制
 - ・ 陸上規制情報 : 消防法ほか法令の規制に従う。
 - ・ 海上規制情報 : 船舶安全法の規制に従う。
 - ・ 航空規制情報 : 航空法の規制に従う。
- 緊急時応急処置指針番号 : 171
- 特別の安全対策 :
 - ・ 容器に漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にを行う。
 - ・ 「7. 取扱い及び保管上の注意」記載の一般的注意に従う。
 - ・ 消防法の第4類第3石油類の取扱いを行う。
 - ・ 関連法規に基づいて輸送する。

15. 適用法令

- ・ 消防法 : 危険物第4類第3石油類 (非水溶性液体) 危険等級III
 - ・ 労働安全衛生法 : 2024年4月1日施行
 - ・ 表示対象物質(法第57条、施行令第18条第1号別表第9)
 - ・ 通知対象物質(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)
 - ・ リスクアセスメント対象物質(法第57条の3)
- | 安衛法表示対象物質 | 安衛法通知対象物質
リスクアセスメント対象物質 |
|---------------------------------|---------------------------------------|
| メチルナフタレン、コaltarナフタ、 リン酸トリトリル | メチルナフタレン、ナフタレン、コaltarナフタ、 リン酸トリトリル |
- : 危険物 (施行令別表第1) : 該当しない
 - : 有機溶剤中毒予防規則 : 該当しない
 - : 特定化学物質等障害予防規則 : 該当しない
 - : がん原性物質 : 該当しない
 - : 皮膚吸収有害物質 : メチルナフタレン
 - : 皮膚等障害化学物質及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用対象物質 : リン酸トリトリル、メチルナフタレン
 - : 労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準 : 「8項. ばく露防止及び保護措置」参照
 - ・ 毒物及び劇物取締法 : 該当しない
 - ・ 化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法) : リン酸トリトリル、ジメチル(1-フェニルエチル)ベンゼン、メチルナフタレン
 - ・ 船舶安全法 : 環境有害性物質(液体) 分類9 (危険物船舶運送及び貯蔵規則)
 - ・ 航空法 : 有害性物質(液体) 分類9 (航空法施行規則)
 - ・ 輸出貿易管理令 : 別表第1の16項 (キャッチオール規制) に該当
 - ・ HSコード : 3212.90 (輸出統計品目番号、2024年1月1日版)

16. その他の情報

参考文献 :

- ・ ラベル及び表示・安全データシート作成指針(一般社団法人 日本化学工業協会)
- ・ 独立行政法人 製品評価技術機構(NITE)GHS分類結果
- ・ JIS Z 7252 : 2019 「GHSに基づく化学物質等の分類方法」
- ・ JIS Z 7253 : 2019 「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル, 作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」
- ・ 栄進化学(株)社内資料(各材料メーカー提供の安全データシート)

責任の限定について :

- ・ 本記載内容は、作成時点で当社が有する情報に基づいて作成しておりますが、新しい知見によって改正されることがあります。また、注意事項は通常の実施を前提としたものであって、特殊な取扱いの場合には十分な安全対策を実施の上でご利用下さい。
- ・ 本文書の記載内容は、当社の最善の知見に基づくものですが、情報の正確さ、安全性を保証するものではありません。すべての化学品は、未知の有害性があるため、取扱いには細心の注意が必要です。ご使用者各位の責任に於いて、安全な使用条件を設定くださるようお願い申し上げます。